

「ロケ撮影ハンドブック～ロケ撮影・誘致の拡大に向けて関係者が知っておくべきこと～」の概要

＜本ハンドブックの背景＞

- 令和2年8月、映像作品のロケ撮影に係る環境改善に向けて関係府省庁が連携し、「ロケ撮影の円滑な実施のためのガイドライン」を公表。
- その後、経済産業省において、海外作品のロケ誘致の補助制度も開始（R4年度補正～）する一方で、ロケ撮影の手続が円滑に行われる上で、許認可に係る予見可能性が低い、問合せ窓口が判然としない等の課題が依然として指摘。
- そこで、令和6年2月より「ロケ撮影の環境改善に関する実務者懇談会」を開催し、国内外の映像作品の日本国内でのロケ撮影に係る環境改善に向けて、同ガイドラインを改訂するもの。

＜ロケ撮影・誘致の目的＞

- ロケ撮影は、特定の民間事業者の利益にとどまらない効果があり、ロケ誘致によりロケ撮影を行うことは、公益的要素も認められる。
〔雇用創出等を通じた経済効果・地域振興とともに、人材育成・技術底上げによる日本の映像産業の振興や日本の自然的・文化的魅力の世界への発信を通じてインバウンドの促進につながる効果も期待される〕
- このため、我が国の中長期的な経済成長に寄与する政策として、政府一丸となって取り組むべきものである。

ジャパン・フィルムコミッショナ (JFC) / フィルムコミッショナ (FC) において取り組むべき事項 (第2章)

JFC / FCの認知度向上
(イベントでの発信、地元メディアへの露出等)

許認可等情報の一元化
(許認可等に関する法令等の情報の集約・共有)



JFC / FCの体制強化
(語学力・専門性の高い人材育成等)

海外製作者等への情報提供・発信
(支援作品・ロケ地情報等)

自治体等許認可権者において求められること (第3章)

許認可省庁から許認可現場に求められること
の周知・浸透、対応の円滑化の要請

JFC / FCへの
許認可等情報の共有

製作者等への助言、
情報提供等

効率的な手続きの実施による円滑化

製作者等において留意すべき事項 (第4章)

ロケ撮影に係る基本的な制度の理解
(対応窓口、許認可等情報)

コンプライアンスを基本とした
ロケ撮影の実施

JFC / FC、自治体等許認可権者との連携体制の構築

地域住民への理解

<改訂の主なポイント>

○「許認可等ニーズと対応の現状」の更新（第3章3（14頁～17頁））

・製作者等からの許認可等のニーズに対する自治体等許認可権者側の対応の現状等を記載

（記載例）

- ・道路使用許可を必要とする場所が同一の都道府県内の複数警察署の管轄にわたるときには、そのいずれか1つの所轄警察署長の許可を受けることで足りる場合がある。
- ・コンテナターミナルにおける撮影については、土日に限られるものではなく、平日に撮影を実施した実績もある。

○口ケ撮影に係る対応窓口の明確化

（第4章1（18頁～24頁））

・口ケ撮影に係る対応窓口の明確化のため、口ケ撮影に係る総合的な問合せ窓口、各地域での撮影における問合せ・相談窓口、主な許認可等の問合せ・申請窓口を記載

総合的な問合せ窓口
(NPO) ジャパン・フィルムコミッション

各地域における問合せ・相談窓口
地域フィルムコミッション

許認可等の問合せ・申請窓口

（例）
道路使用許可申請 → 管轄の警察署

道路占用許可申請 → 管轄の国道事務所（国管理の国道）

各地方公共団体（地方公共団体管理の国道等）

○口ケ撮影におけるコンプライアンスの重要性等の明記

（第4章2（24頁～26頁））

・口ケ撮影の実施にあたっては、必要な許認可を取得すること以外にも、様々な法令（下請法、フリーランス新法等）が関係していることや、様々な関係者（外部事業者、地域住民等）への迷惑防止等、適切な実施による予防的な観点からの対応の重要性を記載

○海外作品を日本で撮影する際に留意すべき事項例の追記（第4章3（26頁））

（記載例）

宗教上の理由から食べられないものがある（口ケ弁などへの配慮が必要）／飲食や土足禁止などのルールが守られないケースがある

<改訂の主なポイント>

○「ロケーション撮影に係る事例集」の作成（別添）

・許認可に係る予見可能性を高めるため、撮影需要の高いロケーション（渋谷スクランブル交差点や新宿歌舞伎町、空港など）や特別な撮影（カーアクション、爆破シーンの撮影等）が可能な地域・場所等について、過去の撮影事例を掲載（全28件掲載）

（掲載例）

- 撮影需要の高いロケーションに係る撮影事例
(渋谷スクランブル交差点（東京都渋谷区）【道路使用許可】)

撮影風景



撮影概要

撮影期間:令和5年4月12日(水)5:00~7:00
撮影場面:歩行シーン
演者数:1名(エキストラ50名)
スタッフ数:80名
交通整理員:6名(カメラ周辺のみ)

申請先

所轄警察署

支援FC

東京ロケーションボックス

撮影内容の調整期間

撮影の約20日前に事前相談を受け、協議を2回実施

制作会社等からの撮影の依頼内容(①)

・渋谷スクランブル交差点における歩行シーンを撮影したい
・撮影隊(出演者、エキストラ、スタッフ)の配置運用について協議したい

①に対する警察署からの要請(②)

・スタッフは撮影班ということが分からないように、待機すること
・撮影前日に動きや配置をシミュレーションしておくこと
・歩行者や車両の通行止めを行わないこと
・見物人等が集まって他の交通の妨害となった場合は撮影を中止すること

②に対する制作会社等の対応

・スタッフは一般通行人のように待機する
・カメラは出演者、エキストラを撮影しているとは感じさせないように撮影するが、カメラ周辺にスタッフ2名を配置する
・通行止めの禁止、緊急の場合の撮影中止については了承した

最終的な撮影条件

・上記の対応で撮影は可
・撮影時間は、5:00~7:00とする

- 撮影需要の高いロケーションに係る撮影事例

（参考）渋谷スクランブル交差点（オープンロケセット）

2019年、「唐人街探偵 東京 MISSION」の国内ロケ誘致をきっかけとして、栃木県足利市に渋谷スクランブル交差点のオープンロケセットが誕生した(2020年6月常設化)。使用料を支払うことにより撮影が可能となっている。



<改訂の主なポイント>

○「ロケーション撮影に係る事例集」の作成（別添）

（掲載例）

- 撮影需要の高いロケーションに係る撮影事例
(仙台空港（宮城県名取市）※国管理空港（コンセッション空港）)

撮影風景



撮影概要

撮影期間：令和5年12月1日(金) 11:00～17:15
12月2日(土) 03:30～12:30
撮影場面：空港占拠シーン（インフォメーションカウンター・チェックインカウンター等、国際線待合室等での撮影）
演者数：10名（最多人數）
エキストラ：30名（最多人數）
スタッフ数：約50名

申請先

支援FC

撮影内容の調整期間

制作会社等からの撮影の依頼内容（①）

・日中、便と便の合間や、夜間から早朝時間を利用して、3～4日間、仙台空港の以下の場所で撮影したい
<日中便と便の合間と夜間（22時～6時）>
・外観実景正面側からと滑走路側から
・1階到着ロビー中
・1階到着出入口表、道
・2階出発ロビーと駅からの出入口付近
・展望デッキ
<夜間撮影（22時～6時）>
・手荷物受取所
・出国待合スペース
・3階休憩広場、飲食店等

①に対する空港事務所からの要請（②）

②に対する制作会社等の対応

最終的な撮影条件

全行程において、空港会社又は国（空港事務所）の先導・立会いを実施

条件のとおりとする

・上記の対応で撮影は可

- 特別な撮影シチュエーションに係る撮影事例
(広島県内商業施設前（屋外での撮影）)

撮影風景



撮影概要

撮影期間：平成23年3月5日(土) ※爆破撮影終了後8:30～7回清掃による粉塵除去を行い10時から商業施設をオープン
撮影場面：爆破シーン
演者数：60（スタント10 エキストラ50）
スタッフ数：100
警備員数：7（プラス道路封鎖により警察官10）

申請先

所轄消防本部（消防署）

広島フィルムコミッション

平成22年11月～平成23年3月5日(土)

撮影内容の調整期間

制作会社等からの撮影の依頼内容（①）

①に対する消防本部（消防署）からの条件（②）
・煙火を使用することに伴い、以下の届出を提出
・煙火（がん具用煙火を除く。）の打上げ又は仕掛けの届出の提出
・避難経路図の提出
・緊急連絡先の提出
・緊急時の対応フローチャートの提出
・前日火薬搬入時のチェック、当日火薬設置のチェックに現場入り
※本件については、喫煙、裸火の使用、火災予防上危険な物品の持ち込みの承認が必要な場所として、消防長（消防署長）が指定する場所（劇場や百貨店等）の範囲内ではないため、禁止行為の解除承認申請書の提出は不要

②に対する制作会社等の対応

・上記を提出
・火薬量確認後、地響きのような大音量が予想されるとして下記追加指示があり、FCで実施
　すでに調整済みの市民病院に大音量に關し再説明すること
　周辺ビルすべての警備に通知すること
　ロケ地に隣接しない大型商業施設にも連絡すること
　（最終隣接13施設、9大型商業店、11商店街750店舗、
　バス協会・タクシー協会2・路線バス5社、多業種29企業・協会・行政によるFCを支援する会への説明会）

最終的な撮影条件

・上記の対応により撮影は可

(参考) ロケ撮影の環境改善に関する実務者懇談会構成員 (令和6年2月1日時点)

1. 民間事業者等又はそれらの団体の関係者

大塚	大輔	株 J T B ツーリズム事業本部事業推進部 地域交流担当MGR
押田	興将	協同組合日本映画製作者協会 代表理事
杉原	佳堯	Netflix ディレクター・公共政策担当
関根	留理子	(特非)ジャパン・フィルム・コミッション 事務局長
田中	克典	東京ロケーションボックス 地域振興部東京フィルムコミッション担当課長
富山	省吾	日本映画大学 理事長
堀内	大示	(株)角川大映スタジオ 代表取締役社長
槙田	寿文	(特非)映像産業振興機構 事務局次長
松崎	千鶴	大阪フィルム・カウンシル コーディネーター

2. 法律、コンテンツその他の関連分野の有識者

内山	隆	青山学院大学総合文化政策学部 教授
荻原	雄二	G T 東京法律事務所 弁護士

3. 関係府省庁又は地方公共団体の担当者

内閣府	知的財産戦略推進事務局次長
警察庁	交通局交通規制課長
総務省	情報流行政局情報通信作品振興課放送コンテンツ海外流通推進室長
消防庁	予防課長
法務省	出入国在留管理庁政策課長
外務省	大臣官房文化交流・海外広報課長
文化庁	参事官(芸術文化担当)
経済産業省	商務情報政策局コンテンツ産業課長
国土交通省	総合政策局政策課政策企画官
観光庁	観光資源課文化・歴史資源活用推進室長
環境省	自然環境局国立公園課長
群馬県庁	産業経済部 戰略セールス局eスポーツ・クリエイティブ推進課主監